

## 令和元年度

### 第 32 回豊頃町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月31日（金）午後4時00分～午後4時30分
2. 開催場所 豊頃町役場4階 議員控室
3. 委員の出欠 出席 14人 欠席 0人

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	遠藤 秀徳	出	8	友重 誠一	出
2	泉 信之	出	9	熊野 信夫	出
3	門 茂子	出	10	加島 富浩	出
4	村上 浩保	出	11	荻野 滋雄	出
5	嘉藤 勝広	出	12	根本 篤和	出
6	竹下 昌徳	出	13	松崎 文一	出
7	宝田 幸子	出	14	井下 睦男	出

4. 議事日程 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について  
議案第4号 賃借料情報の提供について  
議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

5. 臨席者

6. 事務局 渡辺良英事務局長 寺本恭啓係長 佐藤ひとみ事務員

7. 署名委員 議席10番 加島 富浩 議席11番 荻野 滋雄

局長	<p>皆さんお忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、只今から第 32 回農業委員会総会を開催致します。 農業委員会憲章を朗唱しますので、ご起立願います。</p> <p>(豊頃町農業委員会憲章を朗唱する)</p>
局長	<p>ありがとうございました。ご着席下さい。 それでは、ここで井下会長からご挨拶を頂きます。</p> <p>(挨拶要旨)</p>
井下会長	<p>1 委員の皆さんには何かとお忙しい中総会にご出席をいただきまして大変 ありがとうございます。 今年もすでに 1 か月余り過ぎようとしておりますが暖冬、雪不足等の幕開 けとなりましたが、私たちにとっては本当に仕事をしやすい 1 か月だったと 思います。先日 30 センチメートルほどの雪が降りましたが、この降り方も 2 月下旬から 3 月上旬のような低気圧といえますか降り方で、若干季節がずれ ているのかなと思っております。 いずれにいたしましてもまた今年 1 年間、私たちにとって素晴らしい年で あることを祈っています。</p>
局長	<p>ありがとうございました。それではこの後は、井下会長の進行により総会を 進めてまいります。</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員の指名をさせて頂きます。議席番号 10 番 加島 委 員、11 番 荻野 委員にお願い致します。経過報告を事務局からお願いします。</p>
局長	<p>(経過報告書により報告をする。)</p>
議長	<p>はい。只今、経過報告がありましたが、ご質問等ありませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>それでは議事に入らせていただきます。1 ページ<b>議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」</b>を議題と致します。事務局「番号 1 番」 を説明願います。</p>
係長	<p>議案第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてご説明いたしま す。法の規定により農地等の賃貸借設定の合意解約の通知がありましたので審 議を求めるものであります。 番号 1 番ですが、設定を受けていた方は牛首別 番地 さん、</p>

	<p>設定をしていた方は牛首別 番地 さん、土地につきましては記載のとおりです。基盤強化法による賃借権の設定がされておりましたが、賃借人の さんが土地の売買を希望したため解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和 年 月 日です。引き渡しを行う6か月以内の合意であり適正であると判断します。</p> <p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、通知書のとおり決定とします。続きまして2ページ議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局「番号1番」を説明願います。</p>
係 長	<p>議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。農地法第4条の規定による農地の転用許可申請があった下記の件について、農地法第4条第3項の規定により許可することについてご審議を求めるものでございます。</p> <p>番号1番ですが、申請人は牛首別 番地 さんで、土地は牛首別 番地 の内、地目は公簿、現況共に畑です。面積は m<sup>2</sup>、転用区分は永久転用です。転用の理由はロール置場造成のため。転用許可基準の区分は農用地区域内農地で、許可理由は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。</p> <p>次に審査内容ですが3ページをご覧ください。立地基準は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。事業費は 千円で、全額自己資金対応の予定となっております。権利を有する者の同意については、土地所有者の さんから同意書が添付されています。工期は許可の日から令和 年 月 日まで、申請面積は m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>土砂の流出又は崩壊、その他の災害以降の3区分はすべて問題無いと思われまます。4ページ、5ページに位置図、求積図を添付してございます。本案件の土地ですが令和元年11月29日の総会において農業振興地域整備計画の変更に関する意見についてご審議願いました土地であり、計画変更が決定される目途が付きましましたので審議願うものです。</p> <p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、11月18日に現地調査を実施しております。地元委員であります熊野委員からご説明願いたいと思います。</p>

委員	9番です。ただいま事務局から説明があったとおりでして、特に問題ないと思いますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	只今、熊野委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして6ページ議案第3号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題と致します。事務局「番号1番」を説明願います。
係長	<p>議案第3号農用地利用集積計画の作成の要請についてご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農業経営改善計画認定農家を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記の農用地利用集積計画をもって豊頃町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについてご審議を求めるものでございます。</p> <p>ほん議案の案件は、農業経営基盤強化促進法に関する基本構想に適合し、農用地を効率的に利用しなければならない点など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>それでは、番号1番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は牛首別 番地 さん、利用権の設定を行う方は牛首別 番地 さんです。土地につきましては牛首別 番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和2年2月4日公告の日、対価の支払い期限は令和 年 月 日、価格は総額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。8ページに位置図を添付してございます。</p> <p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>
議長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、1月17日に現地調査を行い、調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には根本委員がなっております。根本委員の方からご説明願いたいと思います。
委員	12番です。内容につきましては事務局から説明があったとおりで、今まで賃貸していた土地であり地域でも問題ないということなのでこのように調整しましたのでよろしく審議願います。
議長	只今、根本委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば

	受け賜りたいと思います。ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号2番」を説明願います。
係長	番号2番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は二宮 番地 さん、利用権の設定を行う方は二宮 番地 さんです。土地につきましては二宮 番地 ほか 筆、地目は公簿、畑及び宅地、現況は畑で、面積は合計 m <sup>2</sup> です。利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和 年 月 日公告の日、対価の支払い期限は令和 年 月 日、価格は総額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。9 ページ、10 ページに位置図を添付してございます。 以上で番号2番の説明を終わります。
議長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても、1月17日に現地調査を行い、調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には熊野委員がなっております。熊野委員の方からご説明願いたいと思います。
委員	9番です。ただいま事務局より説明があったとおりでして、地域としても何ら問題ないということですのでこのように調整をしましたのでよろしくご審議願います。
議長	只今、熊野委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして11ページ議案第4号「賃借料情報の提供について」を議題と致します。事務局説明願います。
係長	議案第4号賃借料情報の提供についてご説明いたします。 農地法第52条の規定により、農地の賃借料情報を提供することについてご審議を求めるものでございます。 記1として提供する農地の賃借料情報を記載してございます。昨年1月から12月までの賃借権設定に係る金額の平均額、最高額、最低額及び件数につい

	<p>て、町内全域を1区分として表示してございます。年間件数は77件で、賃借料の平均額は4,900円。最高額、最低額は記載のとおりです。</p> <p>なお、農地売買支援事業による農業公社からの賃借分は、売買価格の2%で設定されるため、価格が安く賃借料情報の参考にはならないため除外しております。</p> <p>次に参考として(1)に平成28年から平成30年までの過去3年間の平均賃借料を記載しております。町内全域の平均額は4,900円で、令和元年の平均額と同額となっております。</p> <p>次に参考の(2)は平成21年の農地法改正により廃止された標準小作料額を載せてございます。過去3年間の賃借料の平均額は4,900円となっており、標準小作料の「中」の額5,000円と比較して、ほぼ同水準となっております。</p> <p>続いて記2として、この情報は2月にホームページで、その後3月発行の町広報にも掲載してお知らせをする予定です。情報の提供時期につきましては本総会以降と定めるものです。</p> <p>次に12ページをご覧ください。こちらには賃貸料情報を町内5地区に分けて、普通畑と飼料作物の平均額、最高額、最低額及び件数を記載しています。</p> <p>また、同様の内容について過去3年間の数値を13ページ、14ページに記載しております。</p> <p>以上で議案第4号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>只今、事務局からご説明がございましたが、この件について、何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして15ページ<b>議案第5号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」</b>を議題と致します。事務局説明願います。</p>
係 長	<p>議案第5号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてご説明いたします。</p>
	<p>昨年10月以降に連続して発生した農業委員の不祥事を受け全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されました。</p>
	<p>このことから、本農業委員会においても、農地制度の適正な執行を徹底し、綱紀粛正の保持に一層努めるため、法令遵守の申し合わせ決議を行うものです。</p>

	<p>(読み上げ)          以上で議案第5号の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、事務局から説明がありました。暫時休憩します。          (事務局より補足説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>再開します。この件について何かあれば受け賜わりたいと思います。          ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。</p>
<p>局 長</p>	<p>以上をもちまして総会を終了させていただきます。          閉会にあたり 井下会長 からご挨拶をいただきます。</p>
	<p>(閉会の挨拶)</p>
	<p>閉 会</p>

